貴重資料紹介（18）

「神田家記録」と神田寿海

平 野 寿 則（博物館学芸員・専任講師）

神田家は「蔵書の家」として著名な家柄であり、現在、本学図書館・博物館には、その貴重な古典籍が数多く収蔵されている。そうした中で、とくに「神田家記録」として分類される一群は、江戸時代の神田家の諸相を伝える良質な文書群である。ここでは神田家文書の一端を紹介し、合わせて神田家の歴史について概観していくことにしたい。

「神田家記録」とは、昭和44年（1969）に神田喜一郎氏より寄贈を受けた文書史料であり、神田家の家譜・事績を記した由緒書や家業であった両替商関係の記録をはじめ、神田家が帰依した真宗関係の記録、また所在した町に関する記録などが主な内容である。こうした諸記録の中には、とりわけ神田信久（法名寿海・1808～62）の編述書類が多数みられる。寿海は九代家寿の六男で、幼少より篤学・篤信の人であり、その信仰の根幹をなすものは真宗の他力信仰であった。その撰述の内で、とくに注目されるのが『大谷嫡流実記』である。本書は精緻な考証に基づき、東本願寺歴代の詳細な系譜を整理したものであり、文久２年（1862）に東本願寺と学寮へ献本された。一方、天保11年（1840）には町年寄を務め、同13年からは上京大仲十二組の惣代役となるなど町政にも関与している。嘉永７年（1854）に撰した『親町要用亀鑑録』は、町組の由来や組織、上京各町の由緒などを整理したものであるが、それは寿海の町役人としての自覚に動機づけられたものであるといえよう。なお、本書は今日、近世京都の町制を知る基本史料となっている。

さて近世の神田家は、初代喜左衛門が摂津国嶋下郡福井村（現、茨木市福井）から寛永年間（1624～44）に分家し、室町今出川上ル築山上半町に居宅を構え、津国屋と号する両替商を営んだことに始まる。二代勝正の時には、延宝２年（1674）上京惣代として年頭拝礼に江戸へ下向しており、築山上半町の町年寄を務めるなど町衆としての活躍が窺われる。また同４年からは、寺院伝奏である公家の勧修寺家を介して、曹洞宗本山の越前永平寺・能登総持寺・京都取次の道正庵に出入りし、官物掛屋の御用を務めた。これは、僧侶が僧官の補任や昇階などを寺院伝奏を通じて朝廷に申請する時、各役人への所定の包金の包立を代行したものであった。四代重珍の元禄年間（1688～1704）には、大坂十人両替の一員であった平野屋の推挙を得て伊予松山藩の掛屋となったのをはじめ、備前岡山藩・播磨明石藩などの諸大名、庭田・烏丸・東久世といった公家と関係を結び、金銭の融通や両替を担当して家業の拡大を遂げた。また、両替向きの触を写した『両替向御触留』によれば、正徳５年（1715）に「京都本仲ヶ間両替一組、向後毎月引替可二申合一銀之高右之通」とあり、本仲間両替組の各組月行事制度や毎月引替金銀高の許容量などが定められている。大坂における両替屋仲間の存在は寛文２年（1662）以降とされるが、京都の両替商仲間組織の成立については、この触が出された正徳年間（1711～16）頃であったと推測される。

その後、五代元福から八代正恒にかけては、津国屋の経営が難局に直面した時期である。これは諸大名への貸付銀の返済が、履行遅滞になり始めたことによるもので、このころの貸借銀関係を控えた『年々帳』によれ

ば、たとえば、享保19年（1734）の貸借高は、貸出銀が795貫余に対して、返済銀は236貫余となっており、差引559貫余の貸出帳尻であることがわかる。また、先掲の松山藩の場合には、延享元年（1744）に元利金1830両１歩、銀39貫333匁９分が返済されず、京都留守居役に願い出て、結局600両だけを毎年100両ずつ６年賦で済切することになったという。このように諸藩への多額の貸付金が返済されず、京都の有力両替商が没落した話は、三井高房の『町人考見録』（1726〜33）にも詳しい。こうした津国屋の経営難を立て直したのが九代家寿であり、寿海は父の功績を称えて「大功繁而難二勝テ計一、凡当代者就レ中当家再興仁也」と記している。そして、十代家伯の文政９年（1826）には、売却した曹洞宗の官物掛屋の株を買い戻し、十一代久伯の嘉永２年（1849）には、東本願寺派末寺の権律師官銀包立を行うなど家業の発展に勤めたが、十三代信醇（香巌）の明治４年（1871）、諸寺院が地方官管轄下となり、諸家執奏が廃止されたことによって、神田家の掛屋業務も取り止めとなった。

こうした神田家歴代の事績は、寿海が撰した天保７年（1836）の『当家伝記』や同15年の『当家年代由緒雑記』から、その詳細を窺い知ることができる。文政９年（1826）寿海は、長兄家伯の命により同業の槌屋家の六代目を相続し官物掛屋を務めており、同13年からは、家伯が眼病を患ったことを機に家業全般を支配し、以後十一代・十二代にわたって神田家当主を補佐した。先述したように「神田家記録」には、とりわけ寿海の編述書類が数多く存在するが、おそらく、それは「当家再興ノ仁」と称された父家寿の後、津国屋の経営をさらに拡大し、神田家の維持・存続のために奔走したことと不可分であると思われる。そのことは、寿海が弘化３年（1846）に著した『家法遺誡抄』や同４年の『童誡俗通以呂波歌』など、家業出精の要領を説いた家訓・教訓歌からも理解することができる。そして、このような寿海の家業遂行や町役人としての社会的実践を、その根底で根拠付けていたものこそが、東本願寺への帰依心であり、真宗の他力信仰であった。

嘉永４年（1851）に撰した『真宗一流俗用仮名以呂波歌』や、生涯に詠じた和歌を書き留めた『寿海愚詠集』には、真宗の教えに基づく自己の信仰が凝縮して吐露されている。神田家の由緒や事績を丹念にまとめ、両替商津国屋の歴史から教訓を学び、京都の町の来歴を尋ね伝えるなど、その膨大な諸記録からは、京都の有力町衆の「知」の体系と、それに根拠付けられた社会的実践が明らかにされると同時に、近世の神田家、とりわけ、この膨大な編述書類を書き残した神田寿海の真宗信仰の受容について、改めて考えてみなければならない。



神田家記録